

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和3年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 62,407百万円

1. 社会保障施策の充実(43,448百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども育て	子ども・子育て支援給付費	36,308	0	0	24,806	11,502
	地域子ども・子育て支援事業費	5,240	0	0	3,487	1,753
	児童保護措置費	4,816	2,363	14	107	2,332
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	149	0	0	149	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	2,986	1,493	0	1,493	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	77,413	0	0	716	76,697
	国民健康保険助成費	47,110	0	0	3,630	43,480
	難病等対策費	4,625	2,289	0	2,261	75
	地域医療総合確保事業費	4,765	3,141	54	1,570	0
	介護給付費負担金	60,552	0	0	3,536	57,016
	介護保険地域支援事業交付金	4,344	0	0	451	3,893
	地域介護総合確保事業費	3,654	2,436	0	1,218	0
	診療報酬の充実	18,464	4,985	7	24	13,448
合計	270,426	16,707	75	43,448	210,196	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(18,959百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。